

山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査 特別委員会審査日程

日 時 平成29年3月9日（木）
午後2時
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第44号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）請負契約の締結について（成長）
- 2 議案第45号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の締結について（成長）
- 3 議案第46号 物品の購入について（成長）

平成 29 年第 1 回(3 月)定例会
山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会
議案第 44 号～議案第 46 号 参考資料

入札経緯及び入札結果表 (工事用)

担当部課名 成長戦略室

件名	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事)
場所	山陽小野田市 山口東京理科大学構内 地内

結果	入札指名業者名	入札金額 (円)	備考
	新菱・関野特定建設工事共同企業体	1,440,000,000	
	ダイダン・寿建設工事共同企業体	辞退	
落札	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事) 三建設備工業・嶋田工業特定建設工事共同企業体	1,280,000,000	調査の結果、落札決定 (2月15日付け)

備考：上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

指名理由	工種：管工事 山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。		
予定価格 (税込)	1,722,600,000 円	入札書比較価格 (税抜)	1,595,000,000 円
調査基準価格 (税抜)	1,435,500,000 円		



請負契約書

契約番号	4281000145
件名	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事)
場所	山陽小野田市 山口東京理科大学構内 地内
期間	本契約移行日 から 平成30年 2月28日 ま で

億 万 円

¥	1	3	8	2	4	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 102,400,000 円)

・内訳
次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。

会計年度	支払限度額
平成28年度	552,900,000円 <small>(うち消費税及び地方消費税の額、40,955,555円)</small>
平成29年度	829,500,000円 <small>(うち消費税及び地方消費税の額、61,444,445円)</small>

契約保証金 要

契約保証金の納付 有価証券の提供
 金融機関又は保証事業会社の保証
 公共工事履行保証証券 履行保証保険

前払金 あり

・内訳
次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。

会計年度	前払金額
平成28年度	552,900,000円
平成29年度	0円

部分払

平成28年度 なし
平成29年度 あり (合計5回以内 ただし、前払金を支払うときは1を減じた回数以内)

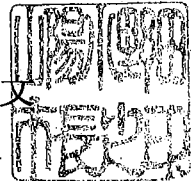
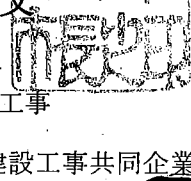
解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用 ¥
 (2) 再資源化等に要する費用 ¥
 (3) 分別解体等の方法
 (4) 再資源化などをする施設の名称及び所在地

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年2月21日

発注者	山陽小野田市 山陽小野田市長 白井博文	
受注者	所在地 広島市中区中町7番22号 氏名・名称 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事) 三建設備工業・嶋田工業特定建設工事共同企業体 三建設備工業株式会社中国支店 及び代表者 執行役員支店長 平分一英	

山監理第D8203-197号
平成29年(2017年) 2月15日

入札経緯及び入札結果表 (工事用)

担当部課名 成長戦略室

件名	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟電気設備工事)
場所	山陽小野田市 山口東京理科大学構内 地内

結果	入札指名業者名	入札金額 (円)	備考
落札	中電工・太陽産業共同企業体	710,000,000	調査の結果、落札決定 (2月15日付け)

備考：上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

指名理由	工種： 電気工事 山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。		
予定価格 (税込)	914,544,000 円	入札書比較価格 (税抜)	846,800,000 円
調査基準価格 (税抜)	762,120,000 円		

収入印紙

100,000円

収入印紙

60,000円

工事請負仮契約書

契約番号 4281000146

件名 山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟電気設備工事)

場所 山陽小野田市 山口東京理科大学構内 地内

期間 本契約移行日 平成30年 2月28日 から 平成30年 2月28日 まで

請負代金額

億	万	円
		¥ 7 6 6 8 0 0 0 0 0

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 56,800,000 円)

・内訳

次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。

会計年度	支払限度額
平成28年度	306,700,000円 (うち消費税及び地方消費税の額、22,718,519円)
平成29年度	460,100,000円 (うち消費税及び地方消費税の額、34,081,481円)

契約保証金

- 要
- 契約保証金の納付
 - 有価証券の提供
 - 金融機関又は保証事業会社の保証
 - 公共工事履行保証証券
 - 履行保証保険

前払金

あり

・内訳

次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。

会計年度	前払金額
平成28年度	306,700,000円
平成29年度	0円

部分払

平成28年度 なし
平成29年度 あり (合計5回以内 ただし、前払金を支払うときは1を減じた回数以内)

解体工事に要する費用等

- (1) 解体工事に要する費用 〃
- (2) 再資源化等に要する費用 〃
- (3) 分別解体等の方法
- (4) 再資源化などをする施設の名称及び所在地

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年2月21日

発注者

山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

受注者

所在地 山陽小野田市新生一丁目1番85号
氏名・名称 中電工・太陽産業共同企業体
株式会社中電工小野田
及び代表者 所長 中本祐二

山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業（科目別内訳）見積り合せの結果

株式会社紀伊國屋書店 広島営業所

株式会社島津理化
広島営業所

○教具等備品購入・設置費

山陽小野田市分

公立大学法人分

合 計

合 計

項 目	金 額		金 額		金 額		金 額
1 薬学部教具等固定備品	699,240,300		0		699,240,300		730,415,160
2 薬学部教具等可動備品	744,710,500		220,423,200		965,133,700		974,659,040
3 薬学部教具等一般備品	8,066,000		149,860,000		157,926,000		169,925,800
教具等備品 計	1,452,016,800	①	370,283,200	①	1,822,300,000	①	1,875,000,000
5 教具等整備計画策定支援・教具等設置 現場監理業務	2,700,000	②	0	②	2,700,000	②	5,000,000
共通仮設費	7,283,200	③	2,716,800	③	10,000,000	③	15,000,000
教具等備品購入・設置費 合計 (①+②+③)	1,462,000,000	④	373,000,000	④	1,835,000,000	④	1,895,000,000
取引にかかる消費税及び地方消費税の額 (④×8%)	116,960,000	⑤	29,840,000	⑤	146,800,000	⑤	151,600,000
合 計 (④+⑤)	1,578,960,000		402,840,000		1,981,800,000		2,046,600,000
債務負担行為設定額	1,603,000,000		425,000,000		2,028,000,000		

議案第46号 参考資料

収受	平成 年 月 日	文書分類	B 8 0 0 4
処理期限	平成 年 月 日	発送種別	郵送・県通送・持参・手交・FAX・()
起案	平成 29 年 1 月 30 日	保存期間	永年・10年・5年・3年・1年・()
決裁	平成 29 年 1 月 30 日	公開	公開
施行	平成 29 年 1 月 30 日	非公開	部分公開 非公開
記号番号	山成 第B8004- 83 号	区 分	非公開
特記事項	議会の議決事項 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ・地方自治法第 条第 号 ・その他 ()	起案者	成長戦略室 職氏名 副室長 大谷 剛

決裁区分	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員
甲									
合 議			部 長	次 長	課 長	課長補佐	文書主任	係 長	課 員
			部 長	次 長	課 長	課長補佐	文書主任	係 長	課 員
			部 長	次 長	課 長	課長補佐	文書主任	係 長	課 員
			部 長	次 長	課 長	課長補佐	文書主任	係 長	課 員
公 印	公印の種類		市長・課長・()			公印の種類		市長・課長・()	
	押省刷込み事前押印	略	保管課長	主管課長	取扱者	押省刷込み事前押印	略	保管課長	主管課長

あて先 伺い 発信者名

件名 山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業の見積依頼業者の選定について

山陽小野田市立山口東京理科大学への薬学部設置（平成30年4月開設予定）に係る薬学部研究機器類の整備については、平成28年第4回（12月）定例会において、平成28年度から平成31年度までの期間で、限度額16億300万円とした債務負担行為補正を設定しています。

当該事業については、平成28年度に業者を決定し、平成29年度から平成31年度までの3カ年度で整備（薬学部教員は平成30年度から順次、赴任することとなっており、教員が赴任する前年度末までに整備する。）を行うこととしています。

当該事業の業者選定にあたり、監理室に入札執行の依頼をしたところ、当該事業に対応できる業者の登録がないことから、担当課において業者の選定を行

い、見積り合わせにより業者を決定することとなりました。
見積りを依頼する業者につきましては、山陽小野田市、山口東京理科大学、東京理科大学の担当者で協議し、次の業務に対応できることが必須条件であるとの結論となりました。

- ① 納入年度ごとに、固定備品・可動備品・一般備品整備計画リスト並びに納入・設置工程表の作成。
- ② 山陽小野田市、山口東京理科大学、東京理科大学、施設設計者、施設施工者との調整を図り、部屋別の固定備品・可動備品・一般備品の配置図（承認図、施工図）の作成
- ③ 固定備品・可動備品・一般備品を設置にあたり、建築主体工事、機械設備・電気設備工事で必要とする技術資料を提供し、調整（提案を含む。）業務を行う。
- ④ 固定備品・可動備品・一般備品を納入するにあたり、必要な内容について薬学部教員採用予定者へのヒアリングを実施する。
- ⑤ 固定備品・可動備品・一般備品の整備において、文部科学省への薬学部設置申請に関する留意すべき事項等について、必要な支援（助言、資料等の作成等）を行う。

※ 文部科学省による進捗状況の確認や実地検分が行われることが想定されることから、このことに対応するための事務補助並びに現場補助が必要。

このように当該事業における業者の選定にあたっては、単に物品を納入し、据え付けるだけではなく、上記①～⑤の業務内容に対応できることが必要となります。特に、薬学部設置申請時からの取り組みとなることから整備計画どおり確実に事業を実施していくことが強く求められることから、他大学等における類似事業の実績（経験）が必要であると考えます。

このようなことから、山陽小野田市、山口東京理科大学、東京理科大学の担当者で協議を行い、次に掲げる3社以外には当該事業に対応できないとの結論となりました。

- (1) 株式会社紀伊國屋書店 広島営業所 所長 永井 航
〒730-0053
広島市中区東千田町2番9号57号 広電タワービル4階
TEL 082-249-2199 FAX 082-249-2197
- (2) 丸善雄松堂株式会社 広島支店 支店長 澤田 孝治
〒730-0037
広島市中区中町7番23号 住友生命広島平和大通り第2ビル6階
TEL 082-247-2252 FAX 082-247-1576
- (3) 株式会社島津理化 広島営業所 所長 板東 利明
〒730-0036
広島市中区袋町4番25号 明治安田生命広島ビル
TEL 082-504-6120 FAX 082-504-6114

つきましては、当該事業における業者選定にあたり、上記(1)～(3)の業者に見積りを依頼することとしてよろしいか。

なお、当該事業において整備する研究機器類については、大きく固定備品と可動備品の2つに分かれています。機器類相互の相性があることから、使用後に不具合が生じないように、同一業者による整備が望ましいと考えられますので、固定備品、可動備品に分けての見積りではなく、固定備品、可動備品の両者を含めた備品全体の見積りを依頼することとしてよろしいか。

さらに、当該事業は、山陽小野田市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の2者により実施することとしていますが、上記の事業内容・整備手法から一体的に実施していく必要がありますので、2者がそれぞれ見積りを徴集するのではなく、一つの事業として事業全体について見積りを徴集することとしてよろしいか。ただし、山陽小野田市分、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学分の金額が分かるように明記するものとします。

※山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業


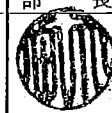

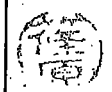



当該事業は、山陽小野田市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の2者により実施するものです。総事業費は20億2,800万円で、山陽小野田市が16億300万円、公立大学法人が4億2,500万円の債務負担行為を設定（平成28年度～平成31年度）しています。

※見積り合せにより業者選定を行う理由

当該事業は、平成30年4月開設予定の薬学部の研究機器類について年次の（平成28年度業者決定、平成29年度～平成31年度備品整備）に整備するものですが、単に研究機器類を購入し、設置するだけではなく、設置に当たっては、薬学部校舎の建設工程と密接に関係しています。

薬学部校舎建設工事における杭工事は、平成29年5月末までの工期とされていますが、同年3月末から建築主体による基礎の掘り方工事に取り掛かります。これに伴い、地中のコンクリート工事が開始されることとなりますが、この基礎コンクリート工事は、基礎地中梁の施工を意味しています。これには、給排水や特殊ガス、電気設備に伴うスリーブ（予備孔）を機器の設置場所に伴い、コンクリートの地中梁の中に事前に敷設しておく必要がありますので、機械設備（給排水）、電気設備工事の発注時期と同時期（平成28年度）に研究機器類の業者を決定し、地中梁の施工に間に合わせる必要があるためです。

収受	平成 年 月 日	文書分類	B 8 0 0 4
処理期限	平成 年 月 日	発送種別	郵送・県通送・持参・手交・FAX・()
起案	平成 29 年 2 月 24 日	保存期間	(永年)・10年・5年・3年・1年・()
決裁	平成 29 年 2 月 24 日	公開	公開
施行	平成 29 年 2 月 24 日	非公開	部分公開 非公開
記号番号	山成 第B8004-108号	区	非公開
特記事項	議会の議決事項 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ・地方自治法第 条第 号 ・その他 ()	起案者	成長戦略室 職氏名 副室長 大谷 剛

決裁区分	市長 副市長	部長 次長 課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
甲							
合議	財政課						
	課						
	課						
	課						
公印	公印の種類	市長・課長・()		公印の種類	市長・課長・()		
	押印 省略 刷込み 事前押印	保管課長	主管課長	取扱者	押印 省略 刷込み 事前押印	保管課長	主管課長

あて先 (伺い) 発信者名

件名 山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業に係る契約相手先の決定について

山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業に係る請負業者を選定するに当たり、平成29年2月23日、見積り合せを実施し、2社立会いのもと、見積書を開封した結果、株式会社紀伊國屋書店広島営業所が低い価格を提示されましたので、同社を落札予定者として見積書の内容を精査し、契約の内容に適合した履行が可能であると判断しましたので、同社を落札者と決定してよろしいか。

○見積結果 (税抜)

株式会社紀伊國屋 広島営業所	1,835,000,000円
株式会社島津理化 広島営業所	1,895,000,000円

入札書比較価格超過

※ 入札書比較価格

1,859,000,000円

- 株式会社紀伊國屋 広島営業所の見積内訳
山陽小野田市分 1,462,000,000円 ※入札書比較価格(1,481,000,000円)内
公立大学法人分 373,000,000円 ※入札書比較価格(378,000,000円)内
合 計 1,835,000,000円 ※入札書比較価格(1,859,000,000円)内

○落札者

株式会社 紀伊國屋書店 広島営業所 所長 永井 航
〒730-0053 広島市中区東千田町2-9-57 広電タワービル4階

○予算措置額

債務負担行為

事 項 山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業

期 間 平成28年度～平成31年度

限度額 1,603,000,000円

※平成28年度 0円

平成29年度 1,362,550,000円

平成30年度 160,300,000円

平成31年度 80,150,000円

物品購入仮契約書

件名	山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業			
品名	数量	単位	単価	金額
薬学部研究機器類	1	式		1,578,960,000

金額	億 万 円																	
	¥	1	5	7	8	9	6	0	0	0								
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 116,960,000円)																		
<p>内訳</p> <p>次表左記に掲げる各会計年度における支払限度額は、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">会計年度</th> <th style="width: 50%;">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td style="text-align: right;">1,342,116,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td style="text-align: right;">157,896,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td style="text-align: right;">78,948,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											会計年度	支払限度額	平成 29 年度	1,342,116,000 円	平成 30 年度	157,896,000 円	平成 31 年度	78,948,000 円
会計年度	支払限度額																	
平成 29 年度	1,342,116,000 円																	
平成 30 年度	157,896,000 円																	
平成 31 年度	78,948,000 円																	

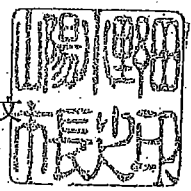
納入場所	山陽小野田市立山口東京理科大学 薬学部棟 (A棟・B棟・動物舎) 地内
納入期限	平成 32 年 3 月 26 日 まで
契約保証金	免除
その他事項	

上記の物品売買について、発注者（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添のとおり物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この仮契約は山陽小野田市議会の議決を得た後、山陽小野田市長が契約の相手方に対し、本契約へ切り替える旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生ずるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日

甲	山陽小野田市 山陽小野田市長 白井博	
乙	所在地 広島市中区東千田町 2-9-57 広電タワービル 4 階 氏名・名称 株式会社紀伊國屋書店 広島営業所 及び代表者 所長 永井 航	

物品購入契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）を頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。
 - 3 物品を納入するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
 - 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 契約書の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
 - 4 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は

承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

第4条 乙は、物品を納入するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号のいずれかに掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号のいずれかに掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときについての当該必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更)

第5条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書

等又は納入に関する指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、物品の納入の中止内容を乙に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納入の続行に備え、物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による納入期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による納入期限の短縮等)

第8条 甲は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項に規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる納入期限に満たない納入期限への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第9条 納入期限の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が納入期限の変更事由が生じた日(第7条の場合にあっては、甲が納入期限の変更の請求を受けた日、第8条の場合にあっては、乙が納入期限の変更の請求を受けた日)から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第10条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議

開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。
(一般的損害)

第 11 条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
(第三者に及ぼした損害)

第 12 条 物品の納入に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他物品の納入に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。
(不可抗力による損害)

第 13 条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに確認を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約の解除の請求を承認するものとする。

(請求金額の変更に代える仕様書等の変更)

第 14 条 甲は、第 4 条から第 6 条、第 8 条又は第 11 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、仕様書等の変更をもって契約金額の増額分又は負担する費用の全部又は一部の支払に代えることができる。この場合において、仕様書等の変更内容は甲乙協議して定める。ただし、協議開始から 10 日以内に協

議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
(検査及び引渡し)

第 15 条 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物品の納入の検査を完了させるとともに、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、物品の納入及び検査に要する一切の費用は、特別な定めのある場合を除き、全て乙の負担とする。
- 4 甲は、第 2 項の検査に合格した後、乙が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから甲に移転するものとする。
- 5 甲は、乙が前項の規定による申出を行わないときは、当該物品の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、物品が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに取替等の適切な措置を行い検査員の検査を受けなければならない。当該検査に合格した場合においては、前 4 項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第 16 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約代金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に契約代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

第 17 条 物品について、甲が仕様書等において物品の納入の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品の納入が完了したときについては、第 15 条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、同条第 5 項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、この物品の納入の一部が完成したときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 15 条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、同条第 5 項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用される前条第 1 項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額については、甲乙協議して定める。ただし、甲が前 2 項において準用する前条第 1 項の規定による請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（第三者による代理受領）

第 18 条 乙は、甲の承諾を得て、契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 16 条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記されたものに契約代金の全部又は一部を支払ったときは、甲は、その責めを免れる。

（部分引渡しに係る契約代金の不払に対する物品の納入の中止）

第 19 条 乙は、甲が第 17 条において準用される第 16 条に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、物品の納入を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が物品の納入を一時中止にした場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約代金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な金額を負担しなければならない。

（かし担保）

第 20 条 甲は、物品にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めて取替等を請求し、又は取替等に代え若しくは取替等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による取替等又は損害賠償の請求は、第 15 条第 4 項又は第 5 項（第 17 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内にこれを行わなければならない。

3 甲は、物品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該取替等又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定は、物品のかしが仕様書等の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 21 条 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品の納入を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金から第 17 条の規定による部分引渡しに係る契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.8 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により第 16 条第 2 項（第 17 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年 2.8 パーセント（支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の契約解除権）

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

第23条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定による物品の納入の中止期間が、契約締結日から納入期限までの期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が物品の納入の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納入が完了した後3月を経過しても、なお中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、それにより契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第25条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第17条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に物品の納入を完了した部分(第17条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金(以下「既履行部分代金」という。)を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

(保険)

第26条 乙は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又は

これに代わるものをすみやかに甲に提示しなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 甲及び乙は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行に当たる乙の使用人も、同様の義務を負い、この違反について乙はその責めを免れない。

(遅延利息の徴収)

第 28 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損失補償金、損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 2.8 パーセント (支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率) の割合で計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく損失補償金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 2.8 パーセント (支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率) の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 29 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで年 2.8 パーセント (支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率) の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(物品の補修)

第 30 条 乙は、乙が納入した物品の補修について、甲から依頼があった場合は、直ちに当該物品を補修するものとする。また、この補修が当該物品の保証書に定められている保証内容に該当し、また当該物品の保証書に記載されている保証期間内であった場合は、補修にかかる一切の費用 (送料、修理出張費等を含む。) は乙が負担するものとする。

(談合その他の不正行為があった場合等の解除)

第 31 条 甲は、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項の規定による審判を同項に規定する期間内に請求しなかったとき。

- (2) 乙が、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 4 項の審判手続の開始を同項の期間内に請求しなかったとき。
 - (3) 乙が独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項の期間内に提起しなかったとき。
 - (4) 乙が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法第 198 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 10 分の 2（ただし、同項第 6 号に該当するときは 10 分の 1）に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
（役員等が暴力団関係者である場合等の解除）
- 第 32 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号に規定するときのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第33条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、納入期限内に物品の納入を完了することができないおそれがある場合には、甲と協議しなければならない。

4 乙は、前項の規定による協議の結果、納入期限内に物品の納入を完了することができないと甲が認めた場合には、第7条の規定による納入期限の延長変更の請求を甲に行うものとする。

5 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 乙は、前項の被害により、納入期限内に物品の納入を完了することができないおそれがある場合には、甲と協議しなければならない。

7 乙は、前項の規定による協議の結果、納入期限内に物品の納入を完了することができないと甲が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、第7条の規定による納入期限の延長変更の請求を甲に行うものとする。

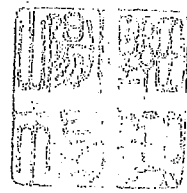
(裁判等の管轄)

第34条 甲又は乙は、甲乙間の紛争に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、山口簡易裁判所又は山口地方裁判所に行う。

(補則)

第35条 この契約書及び仕様書等の中に、前各条に定めるものと相違する規定がある場合は、甲及び乙は、当該規定に従うものとする。

2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。



◆山口東京理科大学薬学部研究機器類整備事業に係る備品項目内訳書《抜粋》

予算内訳		棟	階	室名	種別	品名	数量
市予算	大学予算						
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	教員用実験台 W2400*D900	1
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	中央実験台 W4200*D1200	8
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	サイト実験台 W1800*D750*H850	5
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	流し台 W1800*D750*H850	2
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	ドラフトチャンパ W1800*D850*H2250	2
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	サイト実験台 W1500*D750*H850	2
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	運送搬入据付費	1
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	給水接続工事	23
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	給湯接続工事	4
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	排水接続工事	21
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	燃焼ガス接続工事	35
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	電気接続工事	40
●		B	2	実習室1(生物系)	固定	ダクト接続工事	2
				*		実習室1(生物系) 固定備品 計	146
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	クリーンベンチ	2
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	アスピレータ	2
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	ガスバーナ	2
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	恒温器	1
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	微量高速遠心機	2
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	オートクレーブ W410*D477*H970	2
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	電子レンジ	2
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	ビペット洗浄器セット	2
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	正立顕微鏡	1
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	高級顕微鏡用カメラ	1
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	実体顕微鏡	16
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	ペリスコープ	4
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	学生用解剖用具 一式(小動物用手術セット)	16
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	純水製造装置	1
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	ハイパーイカリーザー	1
●		B	2	実習室1(生物系)	可動	薬用冷蔵ショーケース	1
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	器具乾燥器	1
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	作業台W1800*D750*H850	1
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	作業台 W1500*D750*H850	1
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	マイクロピペット	8
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	マイクロピペット	8
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	マイクロピペット	8
	●	B	2	実習室1(生物系)	可動	マイクロピペット	8
				*		実習室1(生物系) 可動備品 計	91
●		A	3	研究室1(非実験系)	一般	平机 W1800*D700*H720	13
●		A	3	研究室1(非実験系)	一般	肘なしチェア(キャスター付き)	26
●		A	3	研究室1(非実験系)	一般	ミーティングテーブル W1800*D600*H720	12
●		A	3	研究室1(非実験系)	一般	ミーティングチェア(肘なし・キャスター付き)	24
				*		研究室1(非実験系) 一般備品 計	75

【薬学部 機器備品(固定・可動・一般)明細】

予算内訳		棟	階	室名	種別	品名	数量
市予算	大学予算						
●		A	3	測定器室1 (非実験系)	固定	流し台 W1200*D750*H850	1
●		A	3	測定器室1 (非実験系)	固定	運送搬入据付費	1
●		A	3	測定器室1 (非実験系)	固定	給水接続工事	1
●		A	3	測定器室1 (非実験系)	固定	給湯接続工事	1
●		A	3	測定器室1 (非実験系)	固定	排水接続工事	1
				*		測定器室1(非実験系) 固定備品 計	5
●		A	3	測定器室4 (生物系)	可動	クリーンベンチ	1
	●	A	3	測定器室4 (生物系)	可動	アスピレーター	1
	●	A	3	測定器室4 (生物系)	可動	ガスバーナー	1
●		A	3	測定器室4 (生物系)	可動	CO2インキュベーター	1
	●	A	3	測定器室4 (生物系)	可動	レキユレーター	1
	●	A	3	測定器室4 (生物系)	可動	架台	1
	●	A	3	測定器室4 (生物系)	可動	ビレット洗浄機(超音波)	1
●		A	3	測定器室4 (生物系)	可動	中央作業台 W3600*D1500*H850 (W1800*D750*H850 X 4台)	1
●		A	3	測定器室4 (生物系)	可動	倒立型顕微鏡	1
●		A	3	測定器室4 (生物系)	可動	顕微鏡用カメラ+cellSens(撮影ソフト)+マニピュレーター PC	1
				*		測定器室4(生物系) 可動備品 計	10
	●	A	3	教授室1	一般	片袖机 W1600XD700XH720	1
	●	A	3	教授室1	一般	脇机 W400XD700XH720	1
	●	A	3	教授室1	一般	肘付きチェア(ハイバック)	1
	●	A	3	教授室1	一般	一人用ロッカー W455XD515XH1790	1
	●	A	3	教授室1	一般	保管庫(上ガラス引き違い) W1760XD400XH880	1
	●	A	3	教授室1	一般	保管庫(下引き違い) W1760XD400XH880	1
	●	A	3	教授室1	一般	ベース W1760XD385XH60	1
	●	A	3	教授室1	一般	ミーティングテーブル W1500XD750XH720	1
	●	A	3	教授室1	一般	ミーティングチェア(肘なし・キャスター付き)	4
	●	A	3	教授室1	一般	ホワイトボード W1915XD628XH1800	1
	●	A	3	教授室1	一般	単式書架(7段5連) W4545XD260XH2245	1
				*		教授室1 一般備品 計	14
	●	A	3	准教授室1	一般	片袖机 W1400XD700XH720	1
	●	A	3	准教授室1	一般	脇机 W400XD700XH720	1
	●	A	3	准教授室1	一般	肘付きチェア(ローバック)	1
	●	A	3	准教授室1	一般	一人用ロッカー W455XD515XH1790	1
	●	A	3	准教授室1	一般	保管庫(上ガラス引き違い) W1760XD400XH880	1
	●	A	3	准教授室1	一般	保管庫(下引き違い) W1760XD400XH880	1
	●	A	3	准教授室1	一般	ベース W1760XD385XH60	1
	●	A	3	准教授室1	一般	ミーティングテーブル W1500XD750XH720	1
	●	A	3	准教授室1	一般	ミーティングチェア(肘なし・キャスター付き)	4
	●	A	3	准教授室1	一般	ホワイトボード W1315XD628XH1800	1
	●	A	3	准教授室1	一般	単式書架(7段5連) W4545XD260XH2245	1
				*		准教授室1 一般備品 計	14
●		A	1	ESR室	固定	流し台 W1200*D750*H850	1
●		A	1	ESR室	固定	運送搬入据付費	1
●		A	1	ESR室	固定	給水接続工事	2
●		A	1	ESR室	固定	給湯接続工事	1
●		A	1	ESR室	固定	排水接続工事	1

【薬学部 機器備品(固定・可動・一般)明細】

予算内訳		棟	階	室名	種別	品名	数量
市予算	大学予算						
				*		ESR室 固定備品 計	6
●		A	1	NMR室	固定	核磁気共鳴装置(NMR 600MHz) 一式	1
●		A	1	NMR室	固定	超伝導電磁石 一式	
●		A	1	NMR室	固定	分光計 一式	
●		A	1	NMR室	固定	データシステム(テーブル含む) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	エアコンプレッサ 一式	
●		A	1	NMR室	固定	エアタンク 一式	
●		A	1	NMR室	固定	液体窒素蒸発抑制装置(コールドヘッド・架台) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	液体窒素蒸発抑制装置(コンプレッサ・コントローラ) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	核磁気共鳴装置(NMR 400MHz) 一式	1
●		A	1	NMR室	固定	超伝導電磁石 一式	
●		A	1	NMR室	固定	分光計 一式	
●		A	1	NMR室	固定	データシステム(テーブル含む) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	エアコンプレッサ 一式	
●		A	1	NMR室	固定	エアタンク 一式	
●		A	1	NMR室	固定	液体窒素蒸発抑制装置(コールドヘッド・架台) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	液体窒素蒸発抑制装置(コンプレッサ・コントローラ) 一式	
●		A	1	NMR室	固定	流し台 W1200*D750*H850	1
●		A	1	NMR室	固定	運送搬入据付費	1
●		A	1	NMR室	固定	給水接続工事	2
●		A	1	NMR室	固定	給湯接続工事	1
●		A	1	NMR室	固定	排水接続工事	1
				*		NMR室 固定備品 計	8
●		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	純水製造装置	1
	●	A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	作業台 W1500*D750*H850	2
●		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	HPLC サンプル/カラムヒータークーラー付	1
●		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	レーザー回折式粒子径分布測定装置 一式	1
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	(内訳)	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	本体	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	SALD-MS23(100V)	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	SALD-DS5/2300(100V)	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	コンプレッサ X 1	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	ソウジキ X 1	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	PCセット X 1	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	プリンタ X 1	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	ケーブル X 1	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	据付調整費	
	●		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	
●		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	示差走査熱量計	1
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	同上用ワークステーション※	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	雰囲気制御装置※	
		A	4	共同機器室(物理化学系)	可動	シーラクリンプス※	
				*		共同機器室(物理化学系) 可動備品 計	7
●		B	5	高圧実験室	可動	高速液体クロマトグラフ(UHPLC)(検出器:PDA)	1
				*		高圧実験室 可動備品 計	1
●		B	5	防爆実験室	可動	ハートバル有機合成装置システム	1

【薬学部 機器備品(固定・可動・一般)明細】

予算内訳		棟	階	室名	種別	品名	数量
市予算	大学予算						
●		B	5	防爆実験室	可動	有機合成装置(マイクロ波相反応システム)	1
●		B	5	防爆実験室	可動	防爆冷凍冷蔵庫	1
				*		防爆実験室 可動備品 計	3
●		B	3	フリーザー室(冷蔵室・冷凍室 保管庫)	可動	超低温フリーザー 4台型(フルセット)	19
●		B	3	フリーザー室(冷蔵室・冷凍室 保管庫)	可動	フルセットラック・BOX	19
	●	B	3	フリーザー室(冷蔵室・冷凍室 保管庫)	可動	ハイブリッド型フリーザー	16
				*		フリーザー室(冷蔵室・冷凍室 保管庫) 可動備品計	54
●		B	1	図書室	固定	【入館管理システム】	1
●		B	1	図書室	固定	入館管理システム	
●		B	1	図書室	固定	仕様:1通路、ダブルラック、ICカード+ハートコートカード	
●		B	1	図書室	固定	構成:ゲート本体、リモコンボックス、管理用PC、液晶モニタ、管理用ソフトウェア	
●		B	1	図書室	固定	【UHF帯ICタグシステム】	
●		B	1	図書室	固定	カウンター用リーダライト	
●		B	1	図書室	固定	セキュリティゲート	
●		B	1	図書室	固定	【構成】アンテナ2枚、制御用PC1台、制御ソフト1式	
●		B	1	図書室	固定	ハンディリーダ	
●		B	1	図書室	固定	エンコード機器	
●		B	1	図書室	固定	【構成】リーダライト、専用PC1台、専用ソフト、ハートコートリーダ 各1式	
●		B	1	図書室	固定	退館用自動ゲート	
●		B	1	図書室	固定	仕様:1通路、手押し開閉式、ロック機構有	
				*		図書室 固定備品 計	
	●	A	1	カフェテリア	一般	テーブル W1200*D750*H700	42
	●	A	1	カフェテリア	一般	チェア	168
	●	A	1	カフェテリア	一般	ハイテーブル W1800*D450*H950	15
	●	A	1	カフェテリア	一般	ハイチェア	30
				*		カフェテリア 一般備品 計	255
●		動物舎	1	洗浄室	固定	流し台(槽深400) W1500*D750*H850	3
●		動物舎	1	洗浄室	固定	運送搬入据付費	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	給水接続工事	6
●		動物舎	1	洗浄室	固定	給湯接続工事	3
●		動物舎	1	洗浄室	固定	排水接続工事	3
●		動物舎	1	洗浄室	固定	オープンラック W1855*D620*H2100	5
●		動物舎	1	洗浄室	固定	オープンラック W1255*D620*H2100	2
●		動物舎	1	洗浄室	固定	ローリーケージワッシャー	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	ローリーケージワッシャー 1500型設置工事	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	ローリーケージワッシャー 1500運搬費、諸経費	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	高圧蒸気滅菌装置(707-か含む)	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	高圧蒸気滅菌装置設置工事	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	高圧蒸気滅菌装置運搬費用	1
●		動物舎	1	洗浄室	固定	床敷き廃棄用キャビネット	2
				*		洗浄室 固定備品 計	31
●		動物舎	1	検疫室	固定	流し台 W1200*D750*H850	1
●		動物舎	1	検疫室	固定	運送搬入据付費	1
●		動物舎	1	検疫室	固定	給水接続工事	2
●		動物舎	1	検疫室	固定	給湯接続工事	1

【薬学部 機器備品(固定・可動・一般)明細】

予算内訳		棟	階	室名	種別	品名	数量
市予算	大学予算						
●		動物舎	1	検疫室	固定	排水接続工事	1
●		動物舎	1	検疫室	固定	飼育用陰圧ラック(マウス・ラット用)	2
●		動物舎	1	検疫室	固定	飼育用陰圧ラック(FRPハ ^ク 材2000) 排気接続工事	2
●		動物舎	1	検疫室	固定	フィルターユニット	2
●		動物舎	1	検疫室	固定	同上運搬費	1
				*		検疫室 固定備品 計	13
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	陰圧型ラック(自動給水付き) ラット用	6
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	飼育ラック排気接続工事	6
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	減圧弁・水フィルターユニット	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	室内給水配管工事	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	室内給水配管材料	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	同上運搬費	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	流し台 W700XD500XH850	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	運送搬入据付費	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	給水接続工事	2
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	給湯接続工事	1
●		動物舎	1	飼育室1 (COV・ラット)	固定	排水接続工事	1
				*		飼育室1(COV・ラット) 固定備品 計	22
●		動物舎	1	COV実験室	可動	クラスIIキャビネット	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	アスピレーター	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	フットスイッチ	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	ガスパーナー	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	クリーンベンチ	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	アスピレーター	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	ガスパーナー	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	オートクレーブ	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	高速冷却遠心機	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	多本架冷却遠心機	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	純水製造装置	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	製氷機	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	超低温フリーザー 貯型(フルセット)	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	フルセットラック・BOX	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	ハイメテ ^ル イカルフリーザー	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	オールインワン小動物用麻醉器	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	In Vitro & In Vivo 遺伝子導入装置	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	ホ ^ル リトンホジ ^ン ナイザー	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	上記専用スタンド	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	シャフト(3~250ml)	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	電子天秤	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	上皿天秤	1
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	動物用天秤	2
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	マグネツクスター	2
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	ポ ^ル テツクスミキサー	2
	●	動物舎	1	COV実験室	可動	マイクロチューブミキサー	1
●		動物舎	1	COV実験室	可動	実体顕微鏡	2
				*		COV実験室 可動備品 計	31